

戦後教育改革と戦時期南原繁の教育哲学 —GHQが「畏敬」した「洞窟の哲人」—

Postwar Japan's Educational Reform and NANBARA Shigeru's Philosophy :
Japanese Philosopher whom GHQ is "in Awe of"

大 藪 敏 宏
OYABU Toshihiro

戦後の同時期に制定された日本国憲法と教育基本法には個人の尊重などに共通点が多く、その共通点はその当時の占領軍であった米国の押し付けであったという諸説がある。時期的に占領下という同時代の同一状況があったのだから、共通の状況証拠は認められる。他方で、この押し付けに対して日本側からの主体的抵抗の痕跡も近年注目されて、たとえば憲法改定をめぐる「従順ならざる唯一の日本人」として白洲次郎や吉田茂の努力も脚光を浴びるようになってきた。では、戦後教育改革の教育基本法や6・3・3制は、米国流教育制度の直輸入なのか。これは戦後教育の本質的理解に関わる。憲法改定をめぐる吉田茂らの動きと対照することによって、南原繁らによる戦後教育改革が有する連合軍進駐以前の戦前・戦中期に遡る一貫性の一端を明らかにしつつ、南原繁がGHQに及ぼした指導力の背景に焦点を当てる。

キーワード： 戦後教育改革、教育基本法、6・3・3制、教養教育、曲学阿世、CIE

1. はじめに—二人のシゲルの「曲学阿世」論争再考—

戦後日本の出発点で重要な役割を果たした二人のシゲルがいる。

一方で、親米保守という方面での戦後日本政治の土台を措定したと見做される政治家が、吉田茂である。日本国憲法の素案が形成された1946年にGHQとの外交と憲法素案の成立に中心的な役割を担った外務大臣であり、1950年3月に結成した自由党の総理総裁として日本の復興と西側陣営だけとの片面講和を進めて1951年9月にサンフランシスコ平和条約を締結した。憲法改定をめぐるGHQとの折衝のために終戦連絡中央事務局の参与として吉田茂が右腕として起用したのが、「従順ならざる唯一の日本人」という伝説に彩られた英国ケンブリッジ(大学)帰りで英語が堪能な白洲次郎であった。

他方で、6・3・3制や教育基本法という戦後教育の土台を定礎するのに主導的な役割を果たしたのが、南原繁である。内務官僚から27歳で富山県射水郡長として赴任した後、内務省を経て東

京帝大教授となったものの学生から「洞窟の哲人」とあだ名されるほど研究室に引き籠りがちであったのに、戦後は東大総長として戦後直後の混乱期に平和と理想を唱導したとされている。その中で全連合国との全面講和を唱えて、片面講和を進めていた吉田茂総理から「曲学阿世の徒」という罵声を浴びることになったことも有名である。戦後日本の6・3・3制の学校制度と米国流の大学大衆化路線を敷いたのも、南原繁ということになっている。

吉田茂の外交路線が米国から日本国憲法を「押し付けられ」るのと軌を一にして、南原繁の教育路線が米国から6・3・3制の学校制度と米国流の大学大衆化路線を「押し付けられた」とされる。だとすれば二人のシゲルは、ともに親米路線であり、対米中心の片面講和で意見は一致するはずである。しかし、この二人のシゲルは戦後日本の方向性を主導しながら、第二次世界大戦の講和をめぐる片側は片面講和か全面講和かで激しく対立し、吉田茂が南原繁に「曲学阿世の徒」と罵声を浴びせた。しかし、これも不思議なことである。片方は一国の総理大臣であり、もう一方は一大学の学長にすぎない。権力の差は歴然としており、仮に理想主義の一学者が理想を語ったからといって、国会における多数派を掌握する与党の吉田総理が現実主義に徹しているというならば、学者の理想論を黙って無視すれば事足りたはずであり、「曲学阿世の徒」と大言壮語する必要はなかった。

また、「南原が、アメリカ流の大学大衆化路線の使徒となった理由は、『良心的戦後民主主義』というような抽象理論だけでは説明がつかない」という謎も指摘されている。

こうした謎を理解するためには、戦後の教養教育の源流、戦後6・3・3制の大正期にまで独自に遡る原型、そして戦後教育基本法と6・3・3制の策定をめぐる秘史の中に隠された歴史の主体的一貫性に目を向けなければならない。

2. 教養教育の前史

日本の教養史および教養教育を考える際に、日本の大学界で教養教育を重視する代表的な大学の一つに東京大学が挙げられるが¹、そこがそのように教養を重視する理由については「忘れかけたこと」となりつつある。そこが教養教育を重視する端的な証拠がその独創的な教養学部である。この個性的な教養学部の発案者が南原繁であることも、現在の富山県立小杉高等学校の前身である射水郡立農業公民学校の独創的な発案者が同じ南原繁であることと同様に、「忘れかけたこと」になりつつある。南原繁という同一人物によって大正8年に創立された「日本に唯一の農業公民学校」と昭和24年に創立された独創的な日本に唯一の東京大学教養学部との間に、まだ誰も引いたことのない補助線を初めて引いてみると、まだ見たことのない歴史的地平が現れ新しい図が浮き上がってくる。占領下に一方的に米国から強要された戦後教育という既成の自虐史観とも、あるいは何もないところから落下傘のように降って湧いたかのような戦後教育という非歴史的な根無し草の孤児史観とも異なる、第三の独自性に根差した独自史観という新しい図が可能かもしれない。

前者の東京大学教養学部については、その「最新の動向を紹介」する「いわゆる東大駒場、正確には大学院総合文化研究科・教養学部における教育・研究活動をくわしく紹介する年報[駒場]」がある²。その2002年版の竹内信夫「駒場図書館の紹介—新しい大学図書館を求めて—」の後記

では、「本文前半の図書館小史を書くにあたっては、元教養学部図書館長の長尾龍一先生による冊子『一高・駒場・図書館—忘れかけたことども』を参考にさせていただいた」と記されている³。この冊子の「あとがき」に「『同僚たちにも、この程度のことは、斜め読み程度でも知っておいて戴いたらどうかなあ』という老婆心から、厚かましくも、同僚たち(今は元同僚たち)にお配りしようと考えた次第」とある通り、この冊子は著名な法哲学者が定年退官するに当たって学内で配布した非売品の冊子であるから、その東京大学図書館には所蔵されているものの一般に公刊されているものではない。しかし一高をめぐる教養学部の創設に到る「前史」を辿るなかで、あまり知られることのない戦後教育史の淵源に関わる情報も伝えている。

この書の中で著名な法哲学者である著者は、次のように記している。—「旧制度の中で超エリートとして育ち、フィヒテなどドイツ政治哲学を思想的拠点とした南原が、アメリカ流の大学大衆化路線の使徒となった理由は、「良心的戦後民主主義」というような抽象理論だけでは説明のつかないところがある」⁴—。この「説明のつかない」不可解さを、ジョン・ダワーのように単に「転向」と言って済ます歴史学者もいるが⁵、「良心的戦後民主主義」や「転向」や占領軍による「押し付け」という被害者意識に固まった自虐史観のような既成の抽象理論では見落とされる思想(の哲学)史の内実の発掘に、本稿は上記の(大正期の射水郡に遡る)補助線をもって取り組む。

3. 占領軍に先手を打った大学の独立

戦後に進駐してきたGHQと南原繁との関係を占うものとして伏線もしくは先駆として重要なものが、戦中の軍部と大学との関係である。昭和20年6月末、帝都防衛の一つの司令部を置くために東京帝国大学を接收するという軍からの申し入れがあった。これに対して総長が招集した緊急学部長会議(これに南原繁は法学部長として出席)は、大学は研究の継続と戦時下における医学部と大学病院の使命という理由から軍からの接收を断るという大学の方針を決定している⁶。理学部と工学部は信州へ疎開しても、大学本部と法学部は疎開せず「ここを死場所と考え」、しかし20万冊の図書だけは信州に疎開させたのである。このことが戦後のGHQ(ひいては学生運動)との関わりに波及していく。

同年8月30日にマッカーサーが神奈川県厚木飛行場に降り立つと、マッカーサーの司令部が東大を接收して設置されるという情報が流れてきた段階で、先手を打つようにして南原法学部長と内田総長が文部省を訪ねて、戦時中にも軍の接收を断って大学の使命を継続したことを占領軍に理解してもらうように交渉している。東京商科大学の小平分校や慶應義塾日吉分校は戦時中に日本軍の接收を受け容れていたため戦後の占領軍の接收を免れなかったが、東大はそれを断り続けたという実績が功を奏して占領軍の接收を免れることになり、GHQは日比谷堀の第一生命ビルを接收する。この一連の経緯から読み取られることは南原学部長の下で東京帝国大学法学部は戦中・戦後を一貫して政府と軍部からの大学の独立を確保する例外的な努力を続けて、その戦中からの努力と実績が戦後も説得力をもって奏功し、そのためにGHQに対しても早めに行動を起し先手を打って大学の機能の自立を戦時下と戦後占領下においても一貫して確保したということである。この終戦の前後を超えた先手必勝の一貫性というところに、かの高名な法哲学者が「『良心的戦後民主主義』というような抽象理論だけでは説明のつかない」と表現した南原主導の戦後教

育改革のもつ謎を解く鍵がある。このような南原繁の「理想的現実主義」とは、南原の先手必勝の行動によって理想が現実に対して先手を打つという日米間という異文化交流における奇跡的化学反应を生み出す政治的实践に裏づけられたものなのだが、その日米教育者間における奇跡的化学反应の詳細を次に辿ることとする。その奇跡の核心にあったのは、憲法改正をめぐる日本政府に対する占領軍の激怒とは違って、戦中期からの先駆的に一貫した戦後教育改革をめぐる日本側教育家の理念にもとづく改革意志に対する占領軍側からの「畏敬」の念であった。

4. 南原繁が主導した敗戦国と戦勝国との昭和21年の化学反应

米国政府の国務省「戦後計画委員会」による「初期対日方針」の基本方針作成の中心を担ったのが、H.ボートンとされる。昭和の初期に滞日経験があり東京帝大に学んだ知日派である。このボートンの案をもとに国務省で日本担当であったG.T.ボウルズが、自由主義教育、中高等教育の拡充、男女平等等の日本の教育改革を昭和20年7月30日付けで提出している。

昭和20年10月2日、以上のようにして東京大学にその接收を断念させられたGHQは、かつて東京湾が入り込んでいた皇居の堀に面したオフィスビルに進駐した。教育や出版分野を担当したGHQの部局は、民間情報教育局(Civil Information and Education Section CIE)であった。GHQによる占領は昭和27年4月まで7年間に渡り、その最高司令官はマッカーサーのあと、昭和26年4月11日からはリッジウェイであった。教育部局のCIE局長は昭和20年9月22日からダイク准将、21年4月からはニューゼント中佐、その中で教育を担当した教育課(Education Division)長は昭和20年11月23日からニューゼント中佐、21年6月からオア少佐、24年2月10日からルーマスであった⁷。陸軍中佐や少佐といった軍の階級を付しているが、ダイクを別とすればCIEの中核の「多くは軍服を着た教育学者」だったとされている⁸。その例外で大学卒でなかったダイク局長が被占領民の日本側教育者を圧倒する権威づけのために思いついたのが、米国教育界を代表する博士号揃いの権威者を集めたアメリカ教育使節団の招聘であった⁹。この招聘計画を立てるに当たっても、CIEの教育課は前田多聞文相に招聘候補者を事前に相談し、前田文相はその候補者の筆頭は「第一に僕はデューイです」と指名していることも分かっている¹⁰。つまり、当時の米国教育学界の最高水準を招聘しようとしたのである。この招聘計画の詳細案の作成を担ったのが、ダイク局長に重用されたCIEのR.K.ホールであった。

昭和21年3月5日と7日の2班に分かれて到着したこの使節団の会合において、ローマ字論者のホールが¹¹、「漢字廃止、日本語ローマ字化を強硬に主張し、ニューゼントやボウルズの反対を押し切って、報告書に盛り込むことに成功した」¹²。にもかかわらず、ニューゼント新CIE局長の支持が得られなかっただけでなく、究極的には日本側教育家委員会が教科書のローマ字化に強く反対していたために実現に至らなかったとされる¹³。

他方でT.コーエンは、「ダイクは発電所だ。彼は思想統制を打破し、教科書を改訂させ、国家神道を解体し、新聞・ラジオを改革させ、教職追放を断行し、権威ある教育使節団を招いて教育制度改革案を提出させ、日本側にそれを受諾させ、実施させた。46年3月退職した彼の後任ニューゼントは鈍物で、それとともにCIEの輝きは終わった」と記している¹⁴。

以上のことから分かることは、東京生まれで日本語に堪能で教師の経験がありフレンド女学校を創立した理事長として長い滞日経験をもったボウルズと、スタンフォード大学で東洋史を学んで昭和12～16年に和歌山高商と大阪商大での教員経験があるニューゼントという知日派は、漢字廃止や日本語ローマ字化に反対し、そうでないダイクやホールが上から強圧的に米国的文化を押し付けようとした路線に対立する2つの潮流がGHQ内に見られたということである。コーエンの言う「CIEの輝き」とは、そうした米国的教育文化を高圧的に押し付けて日本側を「打破し」、「改訂させ」、「解体し」、「断行し」、「受諾させ、実施させ」るダイクやホールの高圧路線を指していることが注目される。そしてその「輝き」の21年前半でダイク局長は去り、後任のCIE局長にはそれまでCIE教育課長であった親日派のニューゼント中佐が昇進して昭和27年まで務め、その教育課長の後任にはオア少佐が24年まで務めることになった。以上をまとめれば、昭和21年前半でCIE内部で日本文化にあまり習熟していない対日強硬派からニューゼントに代表される戦前の日本で滞日教職経験もあるような知日派ないし親日派への、CIE局長人事に明白な路線転換を看取することができるということである。

では、その変化の焦点である昭和21年前半に何があったのか？もちろん強硬派ダイク局長が思いついたアメリカ教育使節団の招聘来日であるが、デューイクラスが念頭におかれた米国一流の教育学者集団が来日し、そこで対日強硬派のダイク及びダイクに重用されたホールにとってはおそらくは予想外の逆効果とも言えるような日米相互教育識者間の化学反応が起こった可能性が考えられる。その化学反応が生じた可能性がある日付は昭和21年3月21日、その化学反応に火を点けた可能性があるのが南原繁のスタッダード団長との極秘会見である。

戦時中において東京帝国大学学生から「洞窟の哲人」とあだ名された引きこもりがちの教授であった南原繁は¹⁵、しかし時々電光石火の隠密行動を起こす。昭和14年の平田肅学事件での平田東京帝大総長宅への単独電撃訪問¹⁶、河合栄治郎裁判への掟破りの司法干渉とも見えかねない石坂判事への昭和15年頃の単独訪問¹⁷、そして単独行動ではなく周到に計算計画された昭和20年の対米終戦工作がある¹⁸。とすれば、21年3月の隠密行動は少なくとも4回目ということになる。この種の電撃行動に戦後においては、東大紛争時における加藤一郎・総長代行(法学部教授)への南原の「機動隊入れないのか？」の電話を入れてもいいかもしれない。特に最後の事例は進歩派からまず理解を得られないが、以上の戦前・戦中・戦後を通じた南原繁の決断と行動には電撃の一貫性がある。その一貫性を理解する鍵は、「フィヒテの政治哲学」である。フィヒテだけでなくカントにしてもヘーゲルにしてもいずれも個性的であって、いずれも反動でも保守でもなければ進歩派でもなかった。その点が南原に通じるが、南原と違って彼らはいずれも壊滅した自国への征服軍に対して逆に影響を与えるという奇跡をもたらす電撃的行動力と能動的実践を見せたことはなかった。この観点から南原の電撃的実践がもたらした結果は、世界の哲学史における例外的な奇跡的事件とも言い得る。では、南原の昭和21年3月の電撃的行動とは何かを、次に詳解する。

5. 後手の政治家と先手の教育家—「秘密の建議書」—

昭和20年12月16日に近衛が自殺した後、憲法改定作業は松本丞治を中心に進められるはずであったが、その松本案があまりに旧態依然のままのものであったため、昭和21年2月3日のマッカー

サーの指示でGHQの民生局 (Government Section GS) が作成したGHQ草案を、吉田茂外務相、松本丞治國務相、白洲次郎終連参与と通訳が出席した外相官邸で手交したのが、2月13日であった¹⁹。2月18日に松本の再説明書をホイットニー、ケーディスに持参した白洲参与の「欧米の薔薇を日本に移植すればその多くが香気を失ってしまう」という苦しまぎれの弁明は民生局(GS)側を激怒させ逆効果だったという²⁰。3月4日に日本語翻案の英訳が始まるとすぐにケーディスと喧嘩を始めた松本が帰ってしまったという。閣僚不在のなかで法制局第一部長の佐藤達夫と白洲がケーディスらと審議して確定案をまとめたのが3月5日午後4時とされ、翌3月6日に「憲法改正草案要綱」として日本政府は発表する。帝国議会審議を経て、昭和21年11月3日に「日本国憲法」が公布されるが、要するに吉田、松本、白洲らの外務省系の憲法改定作業は、GHQ民生局の動きに対して後手に回り続けたのであった。

同様に、文部省系の教育勅語の改定作業もまた後手に回り続けたように思われる。しかし、そこで日本側の別の系統でGHQに先手を打つ電光石火の動きが生まれる。教育家系統の先手である。その結果として白洲らのように「欧米の薔薇を日本に移植」するのではなく、敗戦という漆黒に近い灰色の「厳しき『現実』」の中で「『理性』を薔薇の花として」開花させようとする奇跡が試みられる。現代風に陳腐化して分かりやすく表現すれば、敗戦という最悪のピンチを積年の理想を実現するチャンスに変える教育家による起死回生の試みである。この「薔薇の花」は、場違いな印象もあるが、戦前戦中から日本が独自に模索しつつ実現できなかった教育改革の理想を戦後占領下において実現しようとした元内務官僚の教育家が昭和21年3月30日に誓詞を交わした戦没学友学生の霊前に供えた起死回生の献花であった²¹。「戦後日本の礎石」(立花隆)とは、そのようにして南原繁という教育家によって置かれることになる。具体的には大正3年の東大総長案や昭和9年の日本工学会案や昭和12年の教育改革同窓会の教育改革案等や昭和16年の法令化を踏まえた「秘密の建議書」を逆に手交するチャンスを²²、南原は狙うのだが、それは以下のような経緯で実現した。

21年3月上旬に到着したアメリカ教育使節団は総勢27名で、ニューヨーク州の教育長官でイリノイ大学総長就任予定のD.スタッガード博士が団長を務めていた。これに対応する日本側教育家委員会とその使節団との初顔合わせが行われたのが3月8日であり、その日本側委員会の委員長が南原繁東大総長であった。使節団の8日から3月14日までの一週間は、半日がCIEから日本の教育についての説明、あとの半日は日本側教育家委員会の分科会との意見交換、その後19日までの5日間の京都奈良旅行一で米側使節団が息抜きをしている間に日本側委員長はおそらくは態勢を再構築する機会として一を経て、20日から24日までで4委員会の各報告書作成、25日から29日まで団長を中心に報告書をまとめて、30日の総会で決定しマッカーサー司令官に提出された。

この間に関して前述の長尾龍一著の冊子が引用するのは、1956年の朝日新聞社編『明日をどう生きる』に収められた南原繁「日本における教育改革」に登場する「秘密の建議書」についての記述である。それによると「政府当局は必ずしも悦ばなかったようである」にも拘らず、南原を委員長とする日本側教育家委員会は使節団の来日以前にも来日中にも独自に会合して協議し改革案の骨子をまとめて、「秘密の建議書」として米国使節団と日本政府に提出した²³。

GHQの民生局から憲法改正案を早く出せと督促されてから旧憲法の微修正案を持っていくことを、後手に回るという。「ジープウェイ」(米国のように空路ではなく日本はジープで山道を行

くのだから日本の憲法改定と民主化は時間がかかる)という白洲次郎の説明は、この後手の弁明である²⁴。これに比べて、文部省という政府当局が必ずしも歓迎しないうちに先に自主的に建議書を日米双方に提出したり、米国使節団長に「秘密の建議書」の趣旨説明のために会見しに行くことを、先手を打つという。それが「戦後日本の礎石」を創造しえたとすれば、これを「自主創造」としての「教養」形成という青年期以来の南原繁の教養哲学の実現とも言える²⁵。しかし、南原繁の射水郡長以来のこの教養哲学は、「玉杯ロマン」的な旧制高等学校の教養の伝統とは、相当に異なる。この教養哲学の違いは、同時に「ゲーテ『ファウスト』の課題」でもある—この「ゲーテ『ファウスト』の課題」は昭和20年5月の東京帝大法学部生への学徒出陣への贈として南原繁法学部長が文化講演したテーマであったが²⁶、同時に大正6(1917)年3月14日に27歳で富山県射水郡長に赴任して以来の南原自身の土木事業を回想した際にその事業の発想の起源として南原自身が位置づけたのも「ゲーテ『ファウスト』の課題」であった²⁷—。

6. GHQが「畏敬」した教育家

この秘密文書を提出しただけでなく、さらに「3月21日、南原は密かにスタッダード団長に会見し」、「六三制の採択に向けて説得したという」。これに続けて長尾龍一著の冊子は、海後宗臣「六三制とCIE」を引用した上で、次のような考察をしている。

—「海後の言いぶりは、六三制がCIE→南原→使節団という経路を通して報告書に盛り込まれたことを示唆しているようにも読める。この点に関して忘れてはならないのは、南原はCIE関係者などから尊敬されていたことである。マーク・オア教育部長は、『私は彼に、一種畏敬の念を抱いていた』(somewhat in awe of him)と回想している」²⁸—。

占領軍GHQの情報教育部門であるCIE局の中でも教育を直接担当する部局の長から、被占領側日本側教育家委員会の南原委員長が「畏敬の念」を抱かれていたとすれば、奇跡に近いとも思われる。しかし、これと符合する事実はほかの研究者も報告している。3月21日の南原繁委員長とスタッダード団長との「極秘裡に会談」したときの11頁のタイプ印刷の記録が、ワシントン大学ヘンリー・スザロー図書館の公文書館所蔵のワナメーカーの文書の中から、1984(昭和59)年に土持法一教授によって発見されている²⁹。教育使節団の第三委員会が3月23日にまとめた報告書では日本の戦前の学校制度である六・五制を勧告していたのだが、3月21日に南原委員長がスタッダード団長と「極秘裡に会談」した際に南原は、六・三・三制を説得したという。24日までに作成された各委員会の報告書は25日から29日まで団長を中心にまとめられて30日の総会で決定された。米国での3年制中学校制度の反省から六・三・三制に反対していたヒルガード団員はスタッダード団長が強引にまとめたという記憶から、「六・三・三制が勧告されるに至った背景は使節団が望んだからというよりも、むしろ日本側からの意向が強かったからだというふうに理解しております」と証言していることも報告されているほどである³⁰。

またさらに、先の3月21日の秘密会談の記録からは、「この会談は教育者という同等のレベルでなされたもので、そこには占領国あるいは被占領国といった立場のちがいは全く感じられないばかりか、南原は当時のSCAPの占領政策である検閲問題にまでも踏み込み、『SCAPを通して、あまりに多くの教育の自由・言論の自由が制限されている』と鋭く批判しており、南原・ストッ

ダードの親密な関係を読み取ることができる」とも報告されている³¹。この後段の教育の自由・言論の自由をめぐる南原の主張は、1939年の河合栄治郎への言論弾圧をめぐる平賀肅学に反発した南原繁の平賀東京帝大総長宅を訪ねて辞任を要求した単独電撃行動とも一貫したものであり、東京帝大への軍の接收においても、教育の自由・言論の自由においても、南原繁の教育家としての言動が日本軍部に対しても米国占領軍に対しても、戦前・戦中・戦後を一貫していることが確認できる。

マーク・オア教育部長からの南原への「畏敬の念」やスタッダード団長の南原への信頼だけでなく、さらに第三にCIE局長のニューゼント中佐との信頼関係を証明する文書も残されている。それは1949年12月9日のワシントンにおける米国教育協議会主催「第一回占領地域に関する全国会議」にニューゼントとともに出席した南原繁は「日本における教育改革の理想」と題した演説を行い、そのニューゼントCIE局長と米国教育協議会の全国会議出席者の前でつまり米国ワシントンでの完全アウェーとも言える状況下で、「過去4年間の教育改革は、連合軍総司令部の官吏や指令によって行われたのではない。いかにも民間情報教育局は有益な勧告やその他の方法により、われわれに助力を与えたけれども、改革自体は、われわれの意志と努力によって行われてきたのである」と演説したのである³²。この演説が事実と反しているのであれば米国内の全国会議の場で面目を潰された形になりかねない面前のニューゼント民間情報教育局長から即座にその場で抗議と批判を受けるはずであるが、それどころか「アメリカの聴衆は、敗戦国日本にこれほどすぐれた教育者がいたのかと驚いた」と伝えられているところからも³³、相互の信頼と尊敬がうかがわれる。

7. おわりに—後手の吉田茂と先手の南原繁—

しかもこの演説の先の引用箇所まさに直前で不戦とも一体の形で、南原は米国政府の意図に反する「全面講和論」を全米に向けて発信したために、翌1950年5月3日の自由党緊急議員総会での吉田茂首相の「曲学阿世の徒」という南原に対する有名な非難につながるが、始まりつつある冷戦下で南原繁の「全面講和論」が米国政府の意図に反する状況下で米国教育協議会の全国会議での演説で発信されたところにも、教育の自由・言論の自由を平賀肅学以来一貫して奉職先の総長に対しても日本軍部に対しても米国占領軍に対しても米国政府に対しても日本政府に対しても求めてきた一貫性が看取される。そして米国の教育家聴衆は、これに対して敬意をもって応じるほどの自由主義の矜持を保っていた。ここに、日米の国境を越えた政治家と教育家の自由主義の矜持の違いが現れている。

つまり宗主国の鼻息をうかがう従属国の外交官的政治家が、戦後の憲法改定をめぐる自分達の後手を棚に上げて、戦後の教育改革をめぐって自国の主体性を模索して宗主国側の信頼どころか「畏敬の念」までも獲得して1949年12月ワシントンの米国教育協議会主催の全国会議で演説の機会を得ただけでなく米国政府の膝元ワシントンで米国政府の外交方針に反する「全面講和論」を提唱した「洞窟の哲人」に対して、日本に帰国した後に「曲学阿世の徒」と自由党議員総会場で非難したとしたということになる。南原繁が「全面講和論」を唱えたのが(完全アウェーの)米国首都ワシントンでの全米会議の場であったのに対して、吉田茂がそれを「曲学阿世」と非難し

たのが(完全国内ホームで自らが総裁として掌握する仲間内の)自由党議員総会のものであったという、その言葉が発せられた場所のあまりとも言える違いを銘記せずに理想論と現実論との違いという一般的抽象論を論じては仕方がない。しかし、この二人のシゲル、つまり戦後の憲法の改定と教育改革をめぐる昭和21年3月にGHQと交渉した吉田茂と南原繁の後手と先手の違いがもたらした戦後改革の大きな違いに鑑みると、前者のシゲルが後者のシゲルに対して劣等感に苛まれて激しい嫉妬心を抱いていたがゆえに、講和をめぐる外交交渉の「現実」に直面していた従属国の外交官が宗主国に対する理想主義教育者の奇跡的成功に対して「曲学阿世の徒」という罵声を(親米保守として対米講和を進めるために3月に作ったばかりの政党の)仲間内だけの議員総会場で吐いたとしても、それが後手に回った劣等感と先手必勝への羨望ゆえの倒錯的暴言であったとしても、それを誰が咎めることができるだろうか。

そこにあるのは、現実主義者と理想主義者との対立というほど簡単なものではない。そこにあるのは、先手を打った理想主義が厳しい現実との「融和」と改革に実際に成功し得た奇跡的瞬間があったという見過ごされてきた一瞬の歴史的眞実である。その際に「曲学阿世の徒」という罵声はその劣等感ゆえに心情的には同情に値するにしても、この眞実(アレーテイア αλήθεια)の一瞬の歴史を隠蔽する(もしくは忘却させる)効果がある。この歴史の隠蔽と忘却(レーテー λήθη)に抗して、哲学は想起(アナムネーシス ἀνάμνησις)であるとプラトンが記した所以である³⁴。日本国憲法の成立と教育基本法の成立には、次元の違いがある。それは、亡国という最悪の現実に対してもなお先手を打つぎりぎりの能動的政治的実践が切り拓いた歴史的哲学的次元の違いである。

それゆえに、その昭和21年3月21日の電光石火の隠密行動の日から10日と経たない3月30日、「戦歿学徒を弔う一戦歿並びに殉職者慰霊祭」において、「『理性』を薔薇の花として、それと厳しき『現実』との融和を図る平和の戦い」と「責務」を³⁵、南原は祭主として戦歿者の霊前に献げたのであった。それゆえにその献花には、約10日前の政治的実践の裏づけがあったのである。やがてGHQの教育担当部門が、敗戦国のこの教育家に対して「一種畏敬の念」を抱くようになるのは、こうした戦歿学徒と殉職者への「告文」と起請文の裏づけを感受する感性(Sensus Communis)を具えていたからと思われる³⁶。

(註)

¹ 平成29年9月8日富山県アイザック小杉文化ホールにおいて開催された平成29年度大学コンソーシアム富山FD&SD研修会「高等教育機関における今後の教養教育」第一部講演「これからの教養教育」の講師である古沢由紀子氏(読売新聞東京本社論説委員)からも、拙報告「富山国際大学における教養教育」に関連して、東京大学の教養教育重視についてコメントされた。

² 教育・研究評価委員会編『[駒場]2002 SUPPLEMENT』東京大学大学院総合文化研究科、2003年、7頁。

http://www.c.u-tokyo.ac.jp/info/about/annualreport/komaba20xx/komaba_2002.pdf

³ 前掲同書、58頁。

⁴ 長尾龍一『一高・駒場・図書館—忘れかけたことども』1998年、私家版(以下、長尾1998と略記)、41頁。またこの冊子には、東京大学教養学部が南原繁によって独自に構想されたものであることについても、「長々と戦後教育改革史を叙述してきたのも、教養学部という独自の構想は、こうして作られ

た南原の権威によって実現したものであることを述べるためであった」(同、39頁)と記されている。本稿は、この冊子に云う「こうして作られた南原の権威」が何のために、またいかにして作られたのかに焦点を当てることによって、南原繁が主導した戦後教育改革史そのものが「ゲーテ『ファウスト』の課題」を乗り越えて海神となった戦没学生の霊前に奉げる「告文」(こうもん)すなわち神に告げ奉る文であり、その意味で「挽歌」でもあり、起請文でもあることを明らかにする。この「祭主」(南原繁「戦歿学徒を弔う一戦歿並びに殉職者慰霊祭における告文」『南原繁著作集』(以下『著作集』と略記)岩波書店、第7巻、1973年、38頁)が奉った一種の起請文の誓詞はやがて6・3・3制と教育基本法として結晶する。つまり教育基本法は、戦没者への挽歌であり起請文であるということを想起することは、同時に「実体」化された「権威」を、その「機能」へと戻す点において哲学の遂行であることになる。けだし、プラトンが哲学は想起(アナムネーシス ἀνάμνησις)であると述べた所以である。プラトンの哲学想起説が適切ならば、教育基本法を戦没者への起請文たることを想起することは哲学そのものに他ならないと同時に、それは教育基本法が構想した共同体がどのようなものであるかを想起するという意味において、共同体の哲学である。それは同時に、共同体を構想しない哲学というものがどのようなものであるかを逆照射することができるという点において、良かれ悪しかれ哲学の試金石となる。

⁵ ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて—第二次大戦後の日本人』三浦陽一他訳、岩波書店、2001年。

⁶ この問題に関連して南原は「その当時の東京帝国大学の学園の事情」として大学の疎開という文部省の意向を断った前史を語っている。このように南原は官立大学に対して戦前戦後を一貫して「学園」という言葉を用いているが、官立官営でありながら戦争中の疎開という文部省の意向も、接収という軍部の移行も断るといふ政府および軍部からの大学の自立を保持しようとした南原の価値観に即した表現が、官立でありながら「学園」という私学で用いられることの多い(『広辞苑』「学園」の項、参照)表現であるからと理解できる。丸山真男・福田敏一『聞き書 南原繁回顧録』(以下『南原繁回顧録』と略記)、東京大学出版会、1989年、279頁。

⁷ 山口周三『資料で読み解く 南原繁と戦後教育改革』東信堂、2009年(以下山口2009と略記)、32頁、250頁。

⁸ 山口2009、253頁。長尾龍一も、「GHQの『軍人』たちには、二三年前まで教師や弁護士など、知的職業にあった人々が多く、帰国後大学教授となった人々の数も、筆者の知るだけでも十数人いるほどだから、陸士・海兵を出ただけの世間知らずの軍人が威張り散らした戦時中のイメージと二重写しにするのは必ずしも正しくない」(長尾1998、35頁)としている点で一致している。

⁹ 長尾1998、35頁。

¹⁰ 土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部、1991年(以下、土持1991と略記)、35頁。

¹¹ 土持1991、107頁。

¹² 長尾1998、37頁。

¹³ 土持1991、160頁。

¹⁴ T. Cohen, *Remaking Japan*, 1987, pp96-97. 長尾1998、33頁。

¹⁵ 「洞窟の哲人」というニックネームについては、『南原繁対話—民族と教育』1966年、東京大学出版会、205頁。

¹⁶ 『南原繁回顧録』、206頁。

¹⁷ 『南原繁回顧録』、52頁、191頁。南原繁「石坂御父子の思い出」『著作集』第10巻、392頁。この石坂判事による一審無罪の地裁判決について、南原はそこで「戦時中わが国の思想事件に関する名判決として永く後世に伝えられるべきものと思う」(同、393頁)と記している。

¹⁸ 『南原繁回顧録』、266頁以降。

¹⁹ この時その外相官邸の上空を米軍の B25 爆撃機が低空でかすめ飛び、その爆音が官邸全体を揺るがしたのも、米側の心理作戦と後年ささやかれたと伝えられている。北康利『白洲次郎 占領を背負った男』講談社、2005 年、141 頁。

²⁰ 牧山桂子他『白洲次郎と白洲正子 乱世に生きた二人』新潮社、2008 年、28 頁。近年の日本で俄かに有名になった白洲次郎の「ジープウェイ・レター」は、要するにこの「欧米の薔薇を日本に移植すればその多くが香気を失ってしまう」という後手に回った弁解を図解したものにはすぎない。単に硬直した「プリンシプル」ではなく、南原の「戦没学徒を弔う一戦没並びに殉職者慰霊祭における告文」における『『理性』を薔薇の花として、それと厳しき『現実』との融和を図る平和の戦い』という厳しい真に普遍的な理念があれば、エアウェイかジープウェイかという後手に回った弁解めいた白洲の図解も、ホイットニー民生局長から一蹴されることもなかったのかもしれない。なぜなら、スタッダート団長とニューゼント民間情報教育局長は南原繁の教育改革案を受け容れたからである。約言すれば、「プリンシプル」の薔薇と「理性」の薔薇の違いであるが、その違いの詳細は哲学的な次元のものであって、臆「ゲーテ『ファウスト』の課題」の理解に関わるから、直感的な理解の次元のものではない。それでもスタッダートとニューゼントは理解できたのである。それは前注 8 で山口や長尾が認めるように彼らが教育学者の水準の知性によって南原繁の「知性・教養・個性」を理解し得たという背景もあったからであろうが、その場合に条件が揃っていたという幸運によるものなのか、あるいは南原の知性と行動が能動的に切り拓いた幸運なのか、そこに相互的な創発性を想定することも可能であり、ここに創造的な異文化理解ないし国際交流の事例を看取することができる。

²¹ 南原繁「戦没学徒を弔う一戦没並びに殉職者慰霊祭における告文」『著作集』、第 7 巻、36 頁。

²² この「秘密の建議書」の元となった大正 3 年以後の改革建議の前史については、南原繁「日本における教育改革」『著作集』、第 8 巻、214 頁、222 頁。

²³ 『著作集』、第 8 巻、214 頁。

²⁴ だとすれば、「曲学阿世の徒」という非難もまた後手の弁明ということになる。「この二人の政治家と学者、あるいは哲学者と外交官という対比なり対立は、戦後の日本で最大のドラマであり、最大の不幸ではなかったかと思う」と粕谷一希は述べているが、この両者の対比は見方によっては有態に言えば後手と先手との違いから派生した後手の弁明の問題とも言えるし、あるいは本質的には「プリンシプル」と教育「理念」の違いとも言える。分かりやすく言えば、後手の憲法、先手の教育基本法、という違いをもたらした構想力の違いは、その本質の違いに由来することになる。

²⁵ それゆえに、青年期南原繁が郡長として赴任した富山県射水地区には「自主創造」という南原繁揮毫の扁額が複数現存する。

²⁶ 『著作集』、第 6 巻、132 頁以降。

²⁷ 『著作集』、第 8 巻、291 頁以降。

²⁸ 長尾 1998、39 頁。

²⁹ 土持 1991、162 頁、山口 2009、10 頁。

³⁰ 土持 1991、178 頁。

³¹ 土持 1991、170 頁。

³² 『著作集』、第 7 巻、316 頁以降。

³³ 山口 2009、170 頁。

³⁴ だとすれば、この想起の背後に隠された共同体とその歴史の再構成という課題が臨在(パルーシア παρουσία)していることになる。「教養の核心は、知性をもってする人間本質の展開または人間個性の開発にある」(『著作集』第 6 巻、41 頁)という戦時下の南原繁の教養哲学は、歴史構成(教養形成)をめぐるこの臨在(パルーシア)に介入して、さらに戦後の 6・3 制と教育基本法の構成へと直結していくことになるため、仮にカムフラージュされた非転向はあったとしても、そこに論証ぬきにダワーが指摘するような「転向」の余地はない。

³⁵ 前注 21、参照。

³⁶ 南原が敬愛したカントの Sensus Communis (Gemeinsinn)論については、特にその『判断力批判』(1790年) 参照。